

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和8年3月27日(金曜日)

号外第21号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○条例	
神奈川県高等学校等教育改革促進基金条例(教委・総務室)	2
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	2
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	3
神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例(環境農政・水産課)	5
神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・共生推進本部室)	6
神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・次世代育成課)	6
職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例(産業労働・産業人材課)	7
神奈川県営上水道条例の一部を改正する条例(企業・経営課)	7
○規則	
住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則(政策・市町村課)	8

発行

横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一

条 例

神奈川県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。

令和8年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第2号

神奈川県高等学校等教育改革促進基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県高等学校等教育改革促進基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育の改革を推進する事業のために国から交付される高等学校等教育改革促進事業費補助金を積み立てるため、神奈川県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、第2条の事業に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第3号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第3の5の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第4号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表39の項(1)中「2万3,000円」を「2万7,600円」に改め、同項(2)中「2万5,000円」を「3万円」に改め、同項(3)中「5,900円」を「7,000円」に改め、同表45の項(3)中「20円」を「30円」に改め、同項(4)中「60円」を「70円」に改め、同表47の項(1)エ中「18円」を「20円」に、「8円」を「10円」に改め、同表92の項を次のように改める。

92 削除		
-------	--	--

別表の6 健康医療局関係の表5の項中「5,600円」を「5,800円」に改め、同表6の項中「3,200円」を「3,400円」に改め、同表7の項中「3,600円」を「3,800円」に改め、同表8の項中「2万2,400円」を「2万3,700円」に改め、同表9の項及び10の項中「3,200円」を「3,800円」に改め、同表21の項中「5,600円」を「6,400円」に改め、同表21の3の項中「5,600円」を「5,900円」に改め、同表21の4の項中「3,400円」を「4,000円」に改め、同表21の5の項中「4,100円」を「4,400円」に改め、同表24の項中「3,400円」を「4,000円」に改め、同表25の項中「4,100円」を「4,900円」に改め、同表26の項中「4,300円」を「4,500円」に改め、同表27の項及び28の項中「3,400円」を「3,600円」に改め、同表29の項及び30の項中「4,100円」を「4,300円」に改め、同表31の項中「4万1,330円」を「4万5,260円」に改め、同表32の項中「1万8,150円」を「2万円」に改め、同表33の項中「1万1,100円」を「1万2,300円」に改め、同表34の項中「4万3,580円」を「4万8,000円」に改め、同表35の項中「2万2,260円」を「2万6,000円」に改め、同表36の項中「1万6,170円」を「1万9,110円」に改め、同表38の項中「2万7,300円」を「3万900円」に改め、同表39の項中「1万4,800円」を「1万6,900円」に改め、同表40の項中「1万300円」を「1万900円」に改め、同表41の項中「6,400円」を「7,400円」に改め、同表42の項中「1万500円」を「1万2,600円」に改め、同表43の項中「5,200円」を「5,400円」に改め、同表44の項及び45の項中「2,400円」を「2,800円」に改め、同表46の項及び47の項中「4,000円」を「4,800円」に改め、同表49の項中「4,200円」を「4,400円」に改め、同表50の項中「3,700円」を「3,900円」に改め、同表52の項及び53の項中「3,900円」を「4,600円」に改め、同表54の項中「1万1,500円」を「1万3,400円」に改め、同表55の項中「3,900円」を「4,600円」に改め、同表57の項中「2,900円」を「3,200円」に改め、同表58の項中「1万4,600円」を「1万6,600円」に改め、同表59の項から62の項までの規定中「3,900円」を「4,600円」に改め、同表63の項中「2,700円」を「3,200円」に改め、同表64の項中「1万4,600円」を「1万6,600円」に改め、同表65の項及び66の項中「3,900円」を「4,600円」に改め、同表77の項中「2万9,100円」を「3万4,900円」に改め、同表78の項中「1万1,100円」を「1万3,300円」に改め、同表78の2の項から78の5の項までの規定中「1万1,100円」を「1万2,000円」に改め、同表79の項中「7,200円」を「7,600円」に改め、同表80の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表81の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表85の項中「6万3,200円」を「7万4,800円」に改め、同表89の項中「4,000円」を「4,400円」に改め、同表91の項中「10万2,900円」を「11万2,800円」に改め、同表92の項中「6万3,200円」を「6万6,200円」に改め、同表97の項中「1万1,100円」を「1万3,300円」に改め、同表98の項(1)中「9万4,300円」を「9万4,800円」に改め、同項(3)中「4万8,700円」を「4万9,800円」に改め、同表100の項(1)中「6万1,100円」を「7万2,300円」に改め、同項(2)中「4万4,500円」を「5万2,200円」に改め、同項(3)中「3万4,100円」

を「3万9,700円」に改め、同表101の項(1)中「4万4,500円」を「5万2,200円」に改め、同項(2)中「3万4,100円」を「3万9,700円」に改め、同表103の項中「5,600円」を「6,700円」に改め、同表104の項(1)中「6万5,300円」を「6万8,700円」に改め、同表106の項(1)中「4万3,500円」を「5万1,200円」に改め、同項(2)中「3万1,000円」を「3万4,700円」に改め、同項(3)中「2万3,800円」を「2万7,100円」に改め、同表107の項(1)中「3万1,000円」を「3万4,700円」に改め、同項(2)中「2万3,800円」を「2万7,100円」に改め、同表111の項(1)中「5万1,800円」を「5万9,800円」に改め、同項(2)中「3万7,200円」を「4万4,700円」に改め、同項(3)中「3万円」を「3万4,700円」に改め、同表112の項(1)中「3万7,200円」を「4万4,700円」に改め、同項(2)中「3万円」を「3万4,700円」に改め、同表113の項から113の3の項までの規定中「3万2,400円」を「3万7,500円」に改め、同表113の4の項から113の6の項までの規定中「2万3,400円」を「2万6,400円」に改め、同表114の項中「90円」を「100円」に改め、同表115の項中「8万7,900円」を「9万100円」に改め、同表116の項中「21万2,400円」を「22万700円」に改め、同表117の項中「4万8,400円」を「5万5,200円」に改め、同表118の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同項(1)中「7万7,400円」を「9万2,700円」に改め、同項(2)中「5万9,000円」を「6万4,700円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「2万8,300円」を「3万2,500円」に改め、同表119の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同項(1)中「7万7,400円」を「9万2,700円」に改め、同項(2)中「5万9,000円」を「6万4,700円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「2万8,300円」を「3万2,500円」に改め、同表121の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同項(1)中「14万9,000円」を「17万8,800円」に改め、同項(1)ア中「3,000円」を「3,300円」に改め、同項(1)イ中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(2)中「10万7,300円」を「12万8,700円」に改め、同項(2)ア中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「6万3,100円」を「7万1,500円」に改め、同表122の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同項(1)中「14万9,000円」を「17万8,800円」に改め、同項(1)ア中「3,000円」を「3,300円」に改め、同項(1)イ中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(2)中「10万7,300円」を「12万8,700円」に改め、同項(2)ア中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「6万3,100円」を「7万1,500円」に改め、同表124の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に、「90円」を「100円」に改め、同表125の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に、「3万6,000円」を「4万2,600円」に改め、同表126の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に、「11万700円」を「13万500円」に改め、同表127の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表127の2の項(1)中「14万9,000円」を「17万8,800円」に、「1万円」を「1万1,500円」に改め、同項(1)ア中「3,000円」を「3,300円」に改め、同項(2)中「10万7,300円」を「12万8,700円」に、「1万円」を「1万1,500円」に改め、同項(2)ア中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(3)及び(4)中「6万3,100円」を「7万1,500円」に、「1万円」を「1万1,500円」に改め、同表127の3の項(1)中「14万9,000円」を「17万8,800円」に、「1万円」を「1万1,500円」に改め、同項(1)ア中「3,000円」を「3,300円」に改め、同項(2)中「10万7,300円」を「12万8,700円」に、「1万円」を「1万1,500円」に改め、同項(2)ア中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(3)及び(4)中「6万3,100円」を「7万1,500円」に、「1万円」を「1万1,500円」に改め、同表127の4の項(1)中「7万7,400円」を「9万2,700円」に改め、同項(2)中「5万9,000円」を「6万4,700円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「2万8,300円」を「3万2,500円」に改め、同表127の5の項(1)中「7万7,400円」を「9万2,700円」に改め、同項(2)中「5万9,000円」を「6万4,700円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「2万8,300円」を「3万2,500円」に改め、同表127の11の項及び127の13の項中「10万2,900円」を「11万2,800円」に改め、同表127の14の項及び127の15の項中「3万8,100円」を「3万8,300円」に改め、同表128の項中「2万9,100円」を「3万4,900円」に改め、同表129の項中「1万1,100円」を「1万3,300円」に改め、同表131の項中「7,100円」を「8,500円」に改め、同表132の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表133の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表133の2の項中「1万4,300円」を「1万5,000円」に改め、同表133の3の項中「7,600円」を「8,700円」に改め、同表134の項中「2万9,100円」を「3万4,900円」に改め、同表135の項中「1万1,100円」を「1万3,300円」に改め、同表

138の項中「2万1,400円」を「2万5,100円」に改め、同表138の2の項中「2万9,100円」を「3万4,900円」に改め、同表138の3の項中「1万1,100円」を「1万3,300円」に改め、同表139の項(1)中「7万7,400円」を「9万2,700円」に改め、同項(2)中「5万9,000円」を「6万4,700円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「2万8,300円」を「3万2,500円」に改め、同表140の項(1)中「7万7,400円」を「9万2,700円」に改め、同項(2)中「5万9,000円」を「6万4,700円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「2万8,300円」を「3万2,500円」に改め、同表142の項(1)中「14万9,000円」を「17万8,800円」に改め、同項(1)ア中「3,000円」を「3,300円」に改め、同項(1)イ中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(2)中「10万7,300円」を「12万8,700円」に改め、同項(2)ア中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「6万3,100円」を「7万1,500円」に改め、同表143の項(1)中「14万9,000円」を「17万8,800円」に改め、同項(1)ア中「3,000円」を「3,300円」に改め、同項(1)イ中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(2)中「10万7,300円」を「12万8,700円」に改め、同項(2)ア中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項(3)から(5)までの規定中「6万3,100円」を「7万1,500円」に改め、同表145の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表146の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表146の2の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表146の3の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表146の4の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表146の5の項中「2,900円」を「3,400円」に改める。

別表の8 県土整備局関係の表30の項中「470円」を「560円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の4 環境農政局関係の表92の項の改正規定 令和8年4月1日

(2) 別表の6 健康医療局関係の表118の項、119の項、121の項及び122の項の改正規定（「第14条第7項」を「第14条第6項」に改める部分に限る。）並びに同表124の項から127の項までの改正規定（「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める部分に限る。） 令和8年5月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項又は第5条第1項の規定に基づく家畜の検査の日程を決定しているものに係る家畜検査手数料については、改正後の別表の4 環境農政局関係の表45の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第5号

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第18条の表本港特別泊地の項及び本港環境整備施設の項を削る。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条第1項中「次に掲げる甲種漁港施設」を「宮川環境整備施設（駐車場に限る。）」に改め、同項各号を削る。

第27条ただし書中「第25条第1項各号に掲げる甲種漁港施設」を「宮川環境整備施設（駐車場に限る。）」に改める。

別表第4 停係泊料の項を削り、同表駐車料の項を次のように改める。

駐車料	宮川環境整備施設区域の駐車場	1台1日につき 520円。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、1,040円とする。
-----	----------------	--

別表第4の備考1を削り、同表の備考2中「1時間又は」を削り、「それら」を「1日」に、「それぞれの」を「その」に改め、同表中備考2を備考とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第6号

神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の促進」を「を促進し、もってジェンダー平等の実現を図り、全ての人が個性と能力を発揮することのできる社会の実現」に改める。

第2条第1号中「男女が、」を「ジェンダー平等の実現を目指して、男女が、」に改め、同条第4号中「相手が見えない」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) ジェンダー平等 社会的又は文化的に形成された性別による格差、差別及び偏見が解消され、全ての人が平等である状態をいう。

第3条第1項中「男女の」を「全ての人の」に、「男女が」を「全ての人が」に改め、同条第2項中「男女が」を「全ての人が性別によらず、」に改め、同条第3項中「男女が」を「全ての人が」に改め、同条第4項中「社会における制度又は慣行が」を「社会的又は文化的に形成された」に、「等を反映して、男女の」を「の意識（以下「固定的性別役割分担意識」という。）を解消し、」に、「に対して影響を及ぼすことのない」を「が行われる」に改める。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策その他施策の策定及び実施に当たっては、ジェンダー平等の実現の観点を踏まえるものとする。

第6条第1項中「男女が」を削る。

第7条中「異性に対する」を削る。

第9条中「が、」の次に「固定的性別役割分担意識を連想させ、又は性別による権利侵害行為を助長させる表現その他の」を加え、「講じる」を「講ずる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第7号

神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県保育士試験手数料等に関する条例（平成20年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項」を「同法第18条の32第4項」に、「国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験」を「地域限定保育士試験」に改める。

第2条中「国家戦略特別区域法第12条の5第6項の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士試験を」を「同法第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験を」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 児童福祉法第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験の実施 地域限定保育士試験手数料 1万2,700円

(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2第2項の規定に基づく保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 保育士試験全部免除申請手数料 2,400円

(4) 児童福祉法施行規則第6条の54において読み替えて準用する同令第6条の11の2第2項の規定に基づく地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 地域限定保育士試験全部免除申請手数料 2,400円

第3条の見出し中「指定試験機関」の次に「又は指定地域試験機関」を加え、同条第1項中「(国家戦略特別区域法第12条の5第8項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「児童福祉法第18条の9第1項に」を「同項に」に、「又は国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとする者は、前条の手数料を当該指定試験機関に」を「を受けようとする者は前条第1号又は第3号に掲げる手数料を当該指定試験機関に、同法第18条の32第1項の規定により同項に規定する指定地域試験機関（以下「指定地域試験機関」という。）がその地域試験事務の全部を行う地域限定保育士試験を受けようとする者は前条第2号又は第4号に掲げる手数料を当該指定地域試験機関にそれぞれ」に改め、同条第2項中「指定試験機関」の次に「又は指定地域試験機関」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第8号

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法施行条例（平成12年神奈川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

6	技能検定の成績証明書の交付	技能検定成績証明書交付手数料	400円
---	---------------	----------------	------

附 則

1 この条例は、令和8年4月16日から施行する。

2 改正後の別表第1の6の項の規定は、この条例の施行の日以後に成績証明書の交付の申請書を受理したもののから適用する。

神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第9号

神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例

神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条の2に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、管理者以外の水道事業者（水道法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は管理者以外の水道事業者により同法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる。

第15条第1項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(前条第2項の規定により管理者以外の水道事業者又は管理者以外の水道事業者により水道法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる場合におけるその者を含む。第48条第1項第2号を除き、以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第22号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成22年神奈川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。